



# 三重県公報

令和8年3月31日 (火)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
21	委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則	( 総 務 課 )	2
22	総務部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則	( 同 )	2
23	三重県行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	( 法 務 課 )	3
24	三重県聴聞規則の一部を改正する規則	( 同 )	3
25	三重県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則	( 同 )	7
26	三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則	( 税 務 企 画 課 )	7
27	三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	(デジタル改革推進課)	11
28	三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(地域づくり推進課)	11
29	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	( 健 康 推 進 課 )	13
30	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	( 同 )	42
31	三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則	( 雇 用 対 策 課 )	54
32	三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	(企業誘致推進課)	55
<b>企業庁管理規程</b>			
3	三重県企業庁聴聞規程の一部を改正する管理規程	( 企 業 庁 )	57
<b>病院事業庁管理規程</b>			
3	三重県病院事業庁聴聞規程の一部を改正する管理規程	( 病 院 事 業 庁 )	61
<b>告 示</b>			
220	三重県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の知事等が別に定めるものの一部を改正する告示	(デジタル改革推進課)	64

規 則

委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十一号

委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則（昭和四十二年三重県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第三条関係）		別表第二（第三条関係）	
教育委員 一〇三（略）		教育委員 一〇三（略）	
会事務局 四 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号。以下「公益信託法」という。）第三		会事務局	
副教育長 条の規定により行政庁となる知事が行うこととされる事務のうち、教育委員会の所掌事務に関連する事項を事務の目的とする信託に関すること。		副教育長	
五 公益信託法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される公益信託法第二十八			
八条第一項に規定する報告徴収及び立入検査に関する事務のうち、教育委員会の所掌事務に関連する事項を事務の目的とする信託に関すること。			
(略)	(略)	(略)	(略)
警察本部 一〇七（略）		警察本部 一〇七（略）	
長 ハ 次に掲げるイ及びロの事務のうち、国家公安委員会の所掌事務に関連する事項を事務の目的とする信託に関すること。		長	
イ 公益信託法第三条の規定により行政庁となる知事が行うこととされる事務			
ロ 公益信託法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される公益信託法第二十八			
八条第一項に規定する報告徴収及び立入検査に関する事務			
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

総務部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十二号

総務部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に

関する規則の一部を改正する規則

総務部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 次に掲げる法令の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>第一条 次に掲げる法令の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例(平成十四年三重県条例第四十二号)第四十条第二項</u></p> <p>三 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項後段に規定する旧公益信託をいう。次項において同じ。）であつて、三重県知事又は三重県教育委員会の所管に属するものに対するこの規則による改正後の総務部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の適用については、第一条中「二 三重県補助金等交付規則（昭和三十七年三重県規則第三十四号）第二十一条第一項」とあるのは「二 三重県補助金等交付規則（昭和三十七年三重県規則第三十四号）第二十一条第一項  
三 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部を改正する条例（令和八年三重県条例第二十一号）による改正前の三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（平成十四年三重県条例第四十二号）第四十条第二項」とする。
- 3 この規則による改正前の総務部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則に基づき作成された同規則第一条第二号の記載のある別記様式は、旧公益信託であつて、三重県知事又は三重県教育委員会の所管に属するものに対しては、なおその効力を有する。

三重県行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十三号

三重県行政手続条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

三重県行政手続条例の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第六十四号）の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

三重県聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十四号

三重県聴聞規則の一部を改正する規則

三重県聴聞規則（平成六年三重県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(聴聞の通知及び期日の変更)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 知事が前項の規定による通知(法第十五条第四項又は条例第十五条第四項の規定による公示の方法による通知をした場合を含む。)をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、知事に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 前項の規定による申出は、聴聞の期日の五日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出して行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 聴聞の件名(予定される不利益処分の内容、根拠となる法令の条項及び名宛人の氏名をいう。以下同じ。)</p> <p>三 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(聴聞の通知及び期日の変更)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 知事が前項の規定による通知(法第十五条第三項又は条例第十五条第三項の通知をした場合を含む。)をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、知事に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 前項の規定による申出は、聴聞の期日の五日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出して行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 聴聞の件名(予定される不利益処分の内容、根拠となる法令の条項及び名あて人の氏名をいう。以下同じ。)</p> <p>三 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

別紙様式を次のように改める。

別紙様式（第3条関係）

（表）

<p style="margin: 0;">聴 聞 通 知 書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">第 号</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">様</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">三重県知事 印</p> <p style="margin: 0;">あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る { 行政手続法第 三重県行政手続条例</p> <p style="margin: 0;">13 条 } 第13条 } の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>		
聴聞の件名	予定される不利益処分の内容	
	根拠となる法令の条項	
	不利益処分の名宛人の氏名	
不利益処分の原因となる事実		
聴聞の期日		年 月 日 時 分から 時 分まで (審理の経過によっては予定終了時間より早期に終結する場合があります。)
聴聞の場所		
聴聞に関する事務を所掌する組織	名 称	(聴聞の期日変更・資料の閲覧)  (代理人・補佐人の選任、その他聴聞の主宰に関する事項)
	所在地連絡先	
<p>備考 1 あなたは聴聞の期日に出向いて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日に出向くことに代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。</p> <p>2 あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</p> <p>3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりで。</p>		

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞に出向かない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出席させることができます。代理人を選任する場合には、委任状を聴聞の期日までに提出してください。
- 2 聴聞の期日において補佐人と出向こうとする場合には、補佐人になろうとする者の氏名、住所、聴聞の件名、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した書面を聴聞の期日の5日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 やむを得ない理由がある場合には、三重県知事に対し、聴聞の期日の5日前までに、聴聞の件名及び聴聞の期日の変更の理由を記載した書面を提出して、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 4 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出向く場合にはこの通知書を持参してください。
- 5 正当な理由なく聴聞の期日に出向かず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{行政手続法第23条第1項} \\ \text{三重県行政手続条例第23条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することがあります。

聴聞の 主宰者	職 名		氏 名	
聴 聞 の 公 開		公開する・公開しない		

備考 聴聞の公開の項については、該当する部分を○印で囲むこと。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

三重県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十五号

三重県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

三重県行政手続条例施行規則（平成八年三重県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（不利益処分をしようとする場合の手續を要しない処分）</p> <p>第一条 三重県行政手続条例（平成八年三重県条例第一条号、第一号及び次条において「条例」という。）第十三条第二項第五号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>一 条例等（条例第二条第一項第一号に規定する条例等をいう。以下この号及び次号において同じ。）の規定により行政庁が交付する書類であつて交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分</p> <p>二 （略）</p> <p>（公示送達の方法）</p> <p>第二条 条例第十五条第四項（条例第二十二條第三項（条例第二十五條後段において準用する場合を含む。）及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する規則で定める方法は、行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和七年総務省令第百三号）に規定する方法とする。</p>	<p>三重県行政手続条例（平成八年三重県条例第一号）第十三条第二項第五号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>一 条例等の規定により行政庁が交付する書類であつて交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分</p> <p>二 （略）</p>

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十六号

三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則

三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則（昭和三十四年三重県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（文書等の様式）</p>	<p>（文書等の様式）</p>

<p>第二条 県税及びこれに係る徴収金の滞納処分の執行に必要な文書等は、次の各号に掲げるものとし、その様式は当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜六十八 (略)</p> <p>六十九 預り証 第六十九号様式</p>	<p>第二条 県税及びこれに係る徴収金の滞納処分の執行に必要な文書等は、次の各号に掲げるものとし、その様式は当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜六十八 (略)</p>
---	--

第十号様式中「(滞納者所有の)」を削る。

第十四号様式中「第6条の2第1項第5号」を「第6条の2第1項第4号」に改める。

第十六号様式中「取上調書を」を「債権証書取上調書謄本を」に、「取上調書謄本」を「債権証書取上調書謄本」に改める。

第二十一号様式、第三十二号様式及び第五十四号様式中「日本電信電話株式会社」を「NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社」に改める。

第六十八号様式の次に次の様式を加える。

第 69 号様式（第 2 条関係）

預 り 証

年 月 日

(住所又は居所)

\_\_\_\_\_  
(氏名)

\_\_\_\_\_  
様

\_\_\_\_\_  
県税事務所

(電話番号 — — )

\_\_\_\_\_  
徴税吏員 ⑩

国税徴収法第141条の2の規定に基づき滞納処分に関する調査について必要がありますので、下記の物件をお預かりします。

記

No.	物件の名称又は種類	数量	備考
1			
2			
3			
4			
5			

年 月 日

上記の物件について確かに返還を受けました。

\_\_\_\_\_  
氏名

(注) お預かりした物件は、調査の必要がなくなり次第速やかに返還します。

また、お預かりした物件が必要となつた場合においても、特段の支障がない限り速やかに返還しますので、調査担当者まで連絡してください（即日の返還ができない場合もあります）。

お渡しした預り証は、物件の返還の際にお返しいただくこととなりますから、大切に保

管してください。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内と地方税法第19条の4に規定する期間とのいずれか早く経過する期間内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（備考）必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

（調理要領）

この預り証は、国税徴収法第141条の2の規定により、物件を留め置く場合に使用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十七号

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年三重県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第八条（略）</p> <p>（添付書面等の省略）</p> <p>第八条の二 情報通信技術利用条例第七条の二の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号。次項において「政令」という。）第五条の表の上欄に掲げるとおりとするほか、知事等が別に定めるものとする。</p> <p>2 情報通信技術利用条例第七条の二の規則で定める措置は、政令第五条の表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとするほか、知事等が別に定めるものとする。</p> <p>（その他の手続等への準用）</p> <p>第九条 知事等が所管する手続等であつて情報通信技術利用条例第三条から第六条まで及び第七条の二の適用を受けるもの以外の手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）又は条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の規定の例による。</p>	<p>第八条（略）</p> <p>（その他の手続等への準用）</p> <p>第九条 知事等が所管する手続等であつて情報通信技術利用条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）又は条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の規定の例による。</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十八号

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年三重県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第二条関係）</p> <p>一～十四（略）</p> <p>（略）</p>	<p>別表（第二条関係）</p> <p>一～十四（略）</p> <p>（略）</p>

<p>十五 特例条例別表第二 の十の項に規定する建 築基準法(昭和二十五 年法律第二百一十号)、 建築基準法施行令(昭 和二十五年政令第三 百二十八号)、建築基 準法施行細則(昭和 四十六年三重県規則 第六十四号)の規 定に基づき知事に提 出することとされて いる申請書及び届 書の受理並びに知 事への送付(ただし、 法第七十七条の六第 一項第一号及び法第 十八條第二十三号及 び同法の施行のた めの規則に基づく申 請書、届書その他書 類の受理に関する事 務で別に規則で定め るもの)</p>	<p>建築基準法(以下この 項において「法」とい う。)、建築基準法施 行令、建築基準法施 行規則、三重県建築 基準法施行細則(昭 和四十六年三重県規 則第六十四号)の規 定に基づき知事に提 出することとされて いる申請書及び届 書の受理並びに知 事への送付(ただし、 法第七十七条の六第 一項第一号及び法第 十八條第二十三号及 び同法の施行のた めの規則に基づく申 請書、法第七十七条 の十八第一項の規 定による指定確認 検査機関指定申請 書、法第七十七条の 三十五の二第一項 の規定による指定 構造計算適合性判 定機関指定申請書、 法第十五條第一項 の規定による届書 並びに法第七十七 條の二十一に規定 する指定確認検査 機関及び法第七十七 條の三十五の五に 規定する指定構造 計算適合性判定機 関から提出される 申請書及び届書を 除く。)</p>
<p>十五の二(二十) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二十一 特例条例別表第 二の二十六の項に規 定する三重県ユニバ ーサルデザインのま ちづくり推進条例 及び同条例の施行 のための規則に基 づく請求書、協議書 、届書及び通知書の 受理に関する事務 で別に規則で定め るもの</p>	<p>次に掲げる書類の 受理及び知事への 送付(ただし、三 重県ユニバーサル デザインのまちづく り推進条例施行規 則別表第一の一の 表に掲げる公共的 施設及び特定施設 に係るものを除 く。)</p>
<p>二十一の二 (略)</p>	<p>(略)</p>

<p>十五 特例条例別表第二 の十の項に規定する建 築基準法(昭和二十五 年法律第二百一十号)、 建築基準法施行令(昭 和二十五年政令第三 百二十八号)、建築基 準法施行細則(昭和 四十六年三重県規則 第六十四号)の規 定に基づき知事又は 建築主事に提出す ることとされている 申請書、届書及び 通知書(法第十八 條第二項の規定に よる計画通知書に 限る。)の受理並び に知事又は建築主 事への送付(ただし、 法第七十七条第一 項の規定による完 了検査申請書、法 第十八條第二十項 の規定による工事 完了通知書、法第 七条の三第一項 の規定による中間 検査申請書及び法 第十八條第二十八 項の規定による特 定工程工事終了通 知書(これらの規 定を法第八十七條 の四又は法第十八 條第一項若しくは 第二項において準 用する場合を含む 。)、法第十五條第 一項の規定による 届書、法第七十七 條の二十一に規定 する指定確認検査 機関から提出され る申請書及び届書 、法第八十七條の 四において準用す る法第六條第一項 の規定による確認 申請書並びに法第 八十七條の四にお いて準用する法第 十八條第二項の規 定による計画通知 書を除く。)</p>	<p>建築基準法(以下この 項において「法」とい う。)、建築基準法施 行令、建築基準法施 行規則、三重県建築 基準法施行細則(昭 和四十六年三重県規 則第六十四号)の規 定に基づき知事又は 建築主事に提出す ることとされている 申請書、届書及び 通知書(法第十八 條第二項の規定に よる計画通知書に 限る。)の受理並び に知事又は建築主 事への送付(ただし、 法第七十七条第一 項の規定による完 了検査申請書、法 第十八條第二十項 の規定による工事 完了通知書、法第 七条の三第一項 の規定による中間 検査申請書及び法 第十八條第二十八 項の規定による特 定工程工事終了通 知書(これらの規 定を法第八十七條 の四又は法第十八 條第一項若しくは 第二項において準 用する場合を含む 。)、法第十五條第 一項の規定による 届書、法第七十七 條の二十一に規定 する指定確認検査 機関から提出され る申請書及び届書 、法第八十七條の 四において準用す る法第六條第一項 の規定による確認 申請書並びに法第 八十七條の四にお いて準用する法第 十八條第二項の規 定による計画通知 書を除く。)</p>
<p>十五の二(二十) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二十一 特例条例別表第 二の二十六の項に規 定する三重県ユニバ ーサルデザインのま ちづくり推進条例 及び同条例の施行 のための規則に基 づく請求書、協議書 、届書及び通知書の 受理に関する事務 で別に規則で定め るもの</p>	<p>次に掲げる書類の 受理及び知事への 送付</p>
<p>二十一の二 (略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十九号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和二十九年三重県規則第二十九号の一）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(精神科病院の管理者の届出)	(精神科病院の管理者の届出)
<p>第十条 精神科病院の管理者は、<u>法第三十三条第一項</u>又は第二項の規定による入院措置を採ったときは、第八号様式による届書をその入院についての同意を得た者の同意書を添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p>第十条 精神科病院の管理者は、<u>法第三十三条の規定</u>により、第八号様式又は第八号様式の二による届書をその入院についての同意を得た者の同意書を添えて知事に提出しなければならない。</p>
<p>2 精神科病院の管理者は、<u>法第三十三条第三項後段</u>の規定による入院措置を採ったときは、第八号様式の二による届書をその入院についての同意を得た者の同意書を添えて知事に提出しなければならない。</p>	
<p>3 精神科病院の管理者は、<u>法第三十三条第六項</u>の規定による入院の期間の更新をしたときは、第八号様式の三による届書をその入院についての同意を得た者の同意書を添えて知事に提出しなければならない。</p>	
<p>4 精神科病院の管理者は、入院中の障がい者が無断で退去しその行方が不明になったとき又はその者が帰院したときは、速やかに知事に届け出なければならない。</p>	<p>2 精神科病院の管理者は、入院中の障がい者が無断で退去しその行方が不明になったとき又はその者が帰院したときは、速やかに知事に届け出なければならない。</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>7 精神科病院の管理者は、<u>法第三十三条の六第一項</u>の規定による入院措置を採ったときは、第十号様式の二による届書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>5 精神科病院の管理者は、<u>法第三十三条の七の規定</u>により、第十号様式の二又は第十号様式の三による届書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>8 精神科病院の管理者は、<u>法第三十三条の六第二項後段</u>の規定による入院措置を採ったときは、第十号様式の三による届書を知事に提出しなければならない。</p>	
<p>9 精神科病院の管理者は、<u>法第三十八条の二</u>の規定により、第十号様式の四による報告書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>6 精神科病院の管理者は、<u>法第三十八条の二</u>の規定により、第十号様式の四又は第十号様式の五による報告書を知事に提出しなければならない。</p>

第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請（第22条） ii 警察官通報（第23条） iii 検察官通報（第24条） iv 保護観察所長通報（第25条） v 矯正施設長通報（第26条） vi 精神科病院管理者届出（第26条の2） vii 医療観察法対象者〔指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報〕 （第26条の3） viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察（第27条第2項）		
申請等の添付資料	i あり ii なし		
被診察者 (精神障害者)	フリガナ		生年月日
	氏名	(男・女)	年 月 日 (満 歳)
	住所	都道府県 市区	町村 区
	職業		
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症
	ICDカテゴリー ( )	ICDカテゴリー ( )	
生活歴及び現病歴 [推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。]	(陳述者氏名 続柄 )		
初回入院期間	年 月 日～		年 月 日
前回入院期間	年 月 日～		年 月 日
初回から前回までの入院回数	計 回		
重大な問題行動（Aはこれまでの、Bは今後おそれある問題行動）	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）		
1 殺人	A B	<現在の精神症状>	
2 放火	A B	I 意識	
3 強盗	A B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )	
4 不同意性交等	A B	II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害）	
5 不同意わいせつ	A B	III 記憶	
6 傷害	A B	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )	
7 暴行	A B	IV 知覚	
8 恐喝	A B	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )	
9 脅迫	A B	V 思考	
10 窃盗	A B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸	
11 器物損壊	A B	6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )	

12 弄火又は失火	A	B	VI 感情・情動
13 家宅侵入	A	B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁
14 詐欺等の経済 的な問題行動	A	B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )
15 自殺企図	A	B	VII 意欲
16 自傷	A	B	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止
17 その他 ( )	A	B	6 無為・無関心 7 その他 ( )
			VIII 自我意識
			1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )
			IX 食行動
			1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )
			<その他の重要な症状>
			1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( )
			4 その他 ( )
			<問題行動等>
			1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )
			<現在の状態像>
			1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態
			4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態
			7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態
			10 その他 ( )
診察時の特記事項			
医学的総合判断	I 要措置                      II 措置不要		
以上のように診断する。			年 月 日
			精神保健指定医氏名
			署名

(行政庁における記載欄)			
診察に立会った者 (親権者、配偶者等)	氏名	(男・女) 続柄又は職業	年齢 歳
診 察 場 所			
診 察 日 時	年 月 日	時 分～	時 分
職 員 氏 名			
行政庁の措置			
行政庁メモ			

## 記載上の留意事項

- 1 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこと。
- 3 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 4 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第五号様式から第八号様式の一までを次のように改める。

## 第5号様式（第6条関係）

## 措置入院決定のお知らせ

様

年 月 日

三重県知事

## 【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他（ ）】にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼしたりするおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定】による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めたので通知します。

## 【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院であずかることがあります。
- 2 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 4 入院日から7日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたやご家族等からのご相談に応じ、必要な情報の提供や助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任されます。
- 5 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。
- 6 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
- 7 あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

自治体の虐待通報に関する連絡先（電話番号を含む。）

（裏面に続く）

**【入院や入院生活にご納得のいかない場合】**

- 1 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

(三重県こころの健康センターの住所、電話番号)
-------------------------

- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第6号様式（第8条関係）

精神障害者保健福祉手帳申請書

市町名・受付年月日	
-----------	--

三重県知事 宛て

年 月 日

私は、次の事項について申請します。  
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の〔新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付〕  
 （申請項目を○で囲んでください。）

申請者 (精神障がい者本人)	フリガナ 氏名		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	住所	〒 電話 ( )		
	個人番号			
チェック欄	<input type="checkbox"/> 番号確認 (正しい個人番号が入力されているか)		<input type="checkbox"/> 本人確認 (その個人番号が付番されている方か)	
家族の連絡先 (申請者が18歳未満の場合記入)	フリガナ 氏名		本人との続柄 (○印)	父 母 兄弟姉妹 祖父母 その他 ( )
	住所	〒 電話 ( )		
添付書類 (○印)	1 医師の診断書 (手帳用) 2 年金証書等の写し ( 級)・同意書 3 特別障害給付金受給資格者証等の写し ( 級)・同意書 4 写真 (縦4cm×横3cm)			
既存の手帳	有効期限	年 月 末日	手帳番号 (太枠内を右からつめる)	
申請書を提出した者	氏名		本人との関係	住所 〒 電話 ( )

- 備考 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行う場合には、添付書類として、「医師の診断書」、「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し」又は「特別障害給付金受給資格者証（特別障害者給付金支給決定通知書）及び直近の国庫金振り込み通知書（国庫送金通知書）の写し」が必要です。
- 2 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。
- 3 写真（縦4cm×横3cm）は、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したものであること。ただし、申請者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。

第7号様式（第8条関係）

診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

（提出用）

氏名	大正・昭和・平成・令和 年 月 日 ( 歳)	
住所		
①病名 <small>(ICDコードは、右の病名と対応するF00～F99、G40のいずれかを記載)</small>	(1) 主たる精神障害 _____ ICDコード ( ) (2) 従たる精神障害 _____ ICDコード ( ) (3) 身体合併症 _____ 身体障害者手帳 (有・無、種別 級)	
②初診年月日	主たる精神障害の初診年月日 昭和・平成・令和 年 月 日 診断書作成医療機関の初診年月日 昭和・平成・令和 年 月 日 (推定発病時期 年 月頃)	
③発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容 (推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容などを記載する。)	* 器質性精神障害 (脳知症を除く) の場合、発症の原因となった疾患名とその発症日 (疾患名、年 月 日)	
④現在の病状、状態像等 (該当する項目を○で囲む)	(8) てんかん発作等 (けいれんおよび意識障害) 1. てんかん発作 発作型 ( ) 頻度 ( ) 最終発作 ( 年 月 日) 2. 意識障害 3. その他 ( ) (9) 精神作用物質の乱用及び依存 1. アルコール 2. 覚醒剤 3. 有機溶剤 4. その他 ( ) ア乱用 イ依存 ウ残遺性・遅発性精神病性障害 (状態像を該当項目に再掲すること。) エその他 ( ) 現在の精神作用物質の使用 有・無 (不使用の場合、その期間 年 月から) (10) 知能・記憶・学習・注意の障害 1. 知的障害 (精神遅滞) ア. 軽度 イ. 中等度 ウ. 重度 療育手帳 (有・無、等級等 ) 2. 認知症 3. その他の記憶障害 ( ) 4. 学習の困難 ア読み イ書き ウ算数 エその他 ( ) 5. 逆行機能障害 6. 注意障害 7. その他 ( ) (11) 広汎性発達障害関連症状 1. 相互的な社会関係の質的障害 2. コミュニケーションのパターンにおける質的障害 3. 限定した常同的で反復的な関心と活動 4. その他 ( ) (12) その他 ( )	
⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等	[検査所見：検査名、検査結果、検査時期]	
⑥生活能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する。)	1. 現在の生活環境 入院・入所 (施設名 ) ・在宅 (ア単身・イ家族等と同居) ・その他 ( ) 2. 日常生活能力の判定 (該当するもの一つを○で囲む。) (1) 適切な食事摂取 自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない (2) 身の清潔保持、規則正しい生活 自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない (3) 金銭管理と買物 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (4) 通院・服薬 (要・不要) ※左記の (要・不要) は、服薬について記載してください。 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (5) 他人との意志伝達・対人関係 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (6) 身の安全保持・危機対応 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (7) 社会的な手続や公共施設の利用 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない 3. 日常生活能力の程度 (該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む。) (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。 (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。 (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。 (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。 (5) 精神障害を認め、身のまわりのことはほとんどできない。	
⑦ ⑥の具体的程度、状態等		
⑧現在の障害福祉等のサービス利用状況 (該当する項目を○で囲む。)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定 ア 自立訓練 (生活訓練) イ 共同生活援助 (グループホーム) ウ 居宅介護 (ホームヘルプ) エ その他の障害福祉サービス ( ) オ 訪問指導 カ 生活保護 キ その他 ( )	
⑨自立支援医療費 (精神通院) と同時に申請する場合	現在の治療内容 (1) 投薬内容 _____ (2) 精神療法等 _____ (3) 訪問看護指示の有無 (有・無)	
今後の治療方針		
「重度かつ継続」に関する意見 (該当する項目を○で囲む。)	※その他の医師については、3年以上精神医療に従事した内容を記載する。 A 該当 ア 精神保健指定医 年 月から 年 月まで (医療機関名) _____ にて精神医療に従事 B 非該当 イ その他の医師 年 月から 年 月まで (医療機関名) _____ にて精神医療に従事	
⑩備考		
上記のとおり診断します。		
令和 年 月 日	医療機関名称・所在地・電話番号 _____	医師氏名 _____
	診療担当科名 _____	

第7号様式の2（第9条関係）

精神障害者保健福祉手帳  
記載事項変更届・再発行申請書

三重県知事 宛て

市町受付欄

年 月 日

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項に基づく精神障害者保健福祉手帳について、次の事項（○印をつけた事項）の届出・申請をします。

<記載事項の変更>

- 1 〔①三重県内における住所変更、②三重県外からの住所変更、③氏名の変更〕の届出  
（該当項目を○で囲んでください。）

（変更内容）

	住 所	氏 名
旧	〒	
新	〒	
変更年月日	年 月 日	年 月 日

<再発行>

- 2 〔①汚損、②破損、③紛失〕したための再交付の申請  
（該当項目を○で囲んでください。）
- 3 写真貼付無しから写真貼付有りへ変更するための再交付の申請  
（写真（縦4cm×横3cm）を添付してください。）

届出・申請者

届出・申請者 （精神障がい者本人）	フリガナ 氏 名		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	住 所	〒		
	個人番号			
確認欄	<input type="checkbox"/> 番号確認（正しい個人番号が入力されているか）		<input type="checkbox"/> 本人確認（その個人番号が付番されている方か）	
現行の手帳番号				
届出書・申請書を提出した者	氏 名	本人との関係	住 所	〒

備考

- 1 失った手帳を発見したときは、速やかに市町役場を通じて三重県知事に返還すること。
- 2 三重県外からの住所変更をしたときは、本届書のほかに、手帳交付の申請書を提出すること。
- 3 写真有りへの変更を申請する場合は、顔写真1枚（縦4cm×横3cm。脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したもの。カラー、白黒、スナップ写真可。）を添付のこと。ただし、申請者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。
- 4 申請時又は手帳交付時に旧手帳を必ず返還すること。

第8号様式（第10条関係）

医療保護入院者の入院届

令和 年 月 日

三重県知事 殿

病院名

所在地

管理者名

下記の者が医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	大・昭 平・令	年	月	日生	
	氏名	(男・女)						(満 歳)	
	住所	都道府県	郡市区	町村 区					
家族等の同意により入院した年月日	令和	年	月	日	今回 の 入院年月日	昭 和 平 成 令 和	年	月	日
今回の医療保護入院の入院期間	令和	年	月	日まで	入院形態				
第34条による移送の有無	有り		なし						
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害		3 身体合併症					
	ICD カテゴリー ( )	ICD カテゴリー ( )							
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕  (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)	(陳述者氏名 続柄 )								
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ～ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )								
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ～ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )								
初回から前回までの入院回数	計 回								

<p>&lt;現在の精神症状&gt;</p>	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )</p> <p>II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )</p>				
<p>&lt;その他の重要な症状&gt;</p> <p>&lt;問題行動等&gt;</p> <p>&lt;現在の状態像&gt;</p>	<p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( )</p> <p>4 その他 ( )</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )</p>				
<p>医療保護入院の必要性</p> <p>〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕</p>					
<p>入院を必要と認めた精神保健指定医氏名</p>	<p>署名</p>				
<p>選任された退院後生活環境相談員の氏名</p>					
<p>同意をした家族等</p>	<p>氏名</p>	<p>(男・女)</p>	<p>続柄</p>	<p>生年月日</p>	<p>大・昭平・令 年 月 日生</p>
		<p>(男・女)</p>	<p>続柄</p>		<p>大・昭平・令 年 月 日生</p>
	<p>住所</p>	<p>都道府県 郡市区 町村区</p>			
		<p>都道府県 郡市区 町村区</p>			
<p>1 配偶者 2 父母 (親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日) 8 市町村長</p>					
<p>審査会意見</p>					
<p>都道府県の措置</p>					

## 記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。  
ただし、第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第8号様式の2（第10条関係）

特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録

令和 年 月 日

三重県知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の者が、特定医師の診察の結果、医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	大正 昭和 平成 令和	年	月	日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)						
	住所	都道府県	市区	町村区				
家族等の同意により入院した年月日	令和 年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	入院形態	
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ( )	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ( )	3 身体合併症					
生活歴及び現病歴	(推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。  (陳述者氏名 続柄 )							
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )							
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態 )							
初回から前回までの入院回数	計 回							
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( ) II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )							

<p>&lt;その他の重要な症状&gt;</p> <p>&lt;問題行動等&gt;</p> <p>&lt;現在の状態像&gt;</p>	<p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( ) 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( ) 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( ) 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )</p>																								
<p>医療保護入院の必要性</p> <p>〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕</p>																									
<p>入院を必要と認めた特定医師氏名</p>	<p>署名</p>																								
<p>確認した精神保健指定医氏名</p>	<p>署名</p> <p>診察日時</p> <p>令和 年 月 日 (午前・午後 時)</p>																								
<p>精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合は、その理由</p>																									
<p>同意をした家族等</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">氏名</td> <td style="width:35%;">(男・女)</td> <td style="width:10%;">続柄</td> <td style="width:10%;">生年月日</td> <td style="width:30%;">大・昭平・令 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(男・女)</td> <td>続柄</td> <td></td> <td>大・昭平・令 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住所</td> <td>都道府県</td> <td>郡市区</td> <td colspan="2">町村区</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>郡市区</td> <td colspan="2">町村区</td> </tr> <tr> <td colspan="5">                     1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等                      4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人                      7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 昭和・平成 年 月 日)                      8 市町村長                 </td> </tr> </table>	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	大・昭平・令 年 月 日生		(男・女)	続柄		大・昭平・令 年 月 日生	住所	都道府県	郡市区	町村区		都道府県	郡市区	町村区		1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長				
氏名	(男・女)	続柄	生年月日	大・昭平・令 年 月 日生																					
	(男・女)	続柄		大・昭平・令 年 月 日生																					
住所	都道府県	郡市区	町村区																						
	都道府県	郡市区	町村区																						
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長																									
<p>事後審査委員会意見</p>																									

## 記載上の留意事項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条の6第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 8 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 事後審査委員会意見の欄は、三重県知事への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。
- 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第八号様式の二の次に次の一様式を加える。

第8号様式の3（第10条関係）

医療保護入院者の入院期間更新届

令和 年 月 日

三重県知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ 氏名	(男・女)	生年月日	大・昭 年 月 日 平・令 (満 歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村区
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項による入院)	昭和 平成 令和	年 月 日	今回 入院年月日	昭和 平成 令和
入院届又は 前回の入院期間更新届での 入院期間	令和 ～令和	年 月 日 年 月 日	本更新後 の入院期間	令和 年 月 日まで
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICD カテゴリー ( )	ICD カテゴリー ( )		
入院又は前回更新日からの 治療の内容と、その結果 (更新前の入院期間に係る 病状または状態像の 経過の概要)				
症状の経過	1 悪化傾向	2 動揺傾向	3 不変	4 改善傾向
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( ) II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( ) IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( ) V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( ) VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( ) VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( ) VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( ) IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )			
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )			
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )			

<p>&lt;現在の状態像&gt;</p>	<p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態                  4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態                  8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )</p>				
<p>医療保護入院の必要性                  (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)</p>					
<p>今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。)</p>					
<p>本更新に係る診察の年月日</p>	<p>令和 年 月 日</p>				
<p>更新が必要と診断した精神保健指定医氏名</p>	<p>署名</p>				
<p>退院に向けた取組の状況                  (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について)</p>	<p>医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日 (令和 年 月 日)</p>				
<p>今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等</p>	<p>氏名</p>	<p>(男・女) 続柄</p>	<p>生年月日</p>	<p>大・昭平・令 年 月 日生</p>	
		<p>(男・女) 続柄</p>	<p>生年月日</p>	<p>大・昭平・令 年 月 日生</p>	
	<p>住所</p>	<p>都道府県 市区</p>	<p>町村区</p>		
		<p>都道府県 市区</p>	<p>町村区</p>		
<p>1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等                  4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人                  7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日)                  8 市町村長</p>					
<p>今回の更新に同意をした家族等                  (上記の家族等と同じ場合は記載不要)</p>	<p>氏名</p>	<p>(男・女) 続柄</p>	<p>生年月日</p>	<p>大・昭平・令 年 月 日生</p>	
		<p>(男・女) 続柄</p>	<p>生年月日</p>	<p>大・昭平・令 年 月 日生</p>	
	<p>住所</p>	<p>都道府県 市区</p>	<p>町村区</p>		
		<p>都道府県 市区</p>	<p>町村区</p>		
<p>1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等                  4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人                  7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日)                  8 市町村長</p>					
<p>法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等</p>	<p><input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした</p>				
	<p>家族等へ通知を發した日 令和 年 月 日</p>				
	<p>家族等に示した回答期限 令和 年 月 日                  (回答期限は、通知を發した日から2週間を経過した日であることに留意)</p>				
	<p>通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)                  令和 年 月 日 ( <input type="checkbox"/>面会 <input type="checkbox"/>電話 <input type="checkbox"/>その他 ( ) )                  令和 年 月 日 ( <input type="checkbox"/>面会 <input type="checkbox"/>電話 <input type="checkbox"/>その他 ( ) )</p>				
<p>審査会意見</p>					
<p>都道府県の措置</p>					

## 記載上の留意事項

- 1 内は、今回の更新にあたって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、令和5年11月27日付障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。その上で、
  - ①退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、
  - ②地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、
  - ③医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について記載すること。
- 7 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 8 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
  - ① 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
  - ② 死亡したとき
  - ③ 意思を表示できないときのいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。(通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。)
- 10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第十号様式から第十号様式の四までを次のように改める。

第10号様式（第10条関係）

医療保護入院者の退院届

令和 年 月 日

三重県知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ ..... 氏名 (男・女)	生年月日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日 (満 歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村区
入院年月日 (医療保護入院)	昭和 平成 令和 年 月 日			
退院年月日	令和 年 月 日			
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー( )	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー( )	3 身体合併症	
退院後の処置	1 入院継続 (任意入院・措置入院・他科) 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他 ( )			
退院後の帰住先	1 自宅 (i 家族と同居、ii 単身) 2 施設 3 その他 ( )			
帰住先の住所	都道府県	郡市区	町村区	
訪問支援等に関する意見				
障害福祉サービス等の活用に関する意見				
主治医氏名				

記載上の留意事項

- 1 入院年月日の欄は、第33条第1項又は第2項による医療保護入院の年月日を記載すること。
- 2 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第10号様式の2（第10条関係）

応急入院届

令和 年 月 日

三重県知事 殿

病院名

所在地

管理者名

下記の者が応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	フリガナ	.....		
	氏名	(男・女)	生 年 月 日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日生 (満 歳)
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区
依 頼 を し た 者 の 入 院 者 と の 関 係				
入 院 年 月 日	令和 年 月 日 (午前・午後 時 分)			
第34条による移送の 有 無	有 り                      な し			
病 名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー( )	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー( )	3 身体合併症	
応急入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)				
病状または状態像の概 要	.....			
応急入院を採った理由 (家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。)				
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名			

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1  内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

第10号様式の3 (第10条関係)

特定医師による応急入院届及び記録

令和 年 月 日

三重県知事 殿

病院名  
所在地  
管理者名

下記の者が、特定医師の診察の結果、応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第5項の規定により届け出ます。

応 急 入 院 者	フリガナ				生年 月日	大正 昭和 平成 令和	年	月	日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)							
	住所	都道 府県	都市 区	町村 区					
依 頼 を し た 者 の 入 院 者 と の 関 係									
入 院 年 月 日	令和 年 月 日 (午前・午後 時)								
病 名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ( )		2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ( )		3 身体合併症				
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科 受診歴等を記載すること。〕	(陳述者氏名 続柄 )								
応急入院の必要性 〔患者自身の病気に対す る理解の程度を含め、任意 入院が行われる状態 にないと判断した理由に ついて記載すること。〕									
初 回 入 院 期 間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)								
前 回 入 院 期 間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)								
初回から前回までの 入 院 回 数	計 回								

<p>&lt;現在の精神症状&gt;</p> <p>&lt;その他の重要な症状&gt;</p> <p>&lt;問題行動等&gt;</p> <p>&lt;現在の状態像&gt;</p>	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )</p> <p>II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )</p>			
<p>応急入院を採った理由</p> <p>〔家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。〕</p>				
<p>入院を必要と認めた特定医師氏名</p>	署名			
<p>確認した精神保健指定医氏名</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="475 1122 954 1196">署名</td> <td data-bbox="954 1122 1018 1196">診察日時</td> <td data-bbox="1018 1122 1345 1196">令和 年 月 日 (午前・午後 時)</td> </tr> </table>	署名	診察日時	令和 年 月 日 (午前・午後 時)
署名	診察日時	令和 年 月 日 (午前・午後 時)		
<p>精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合は、その理由</p>				
<p>事後審査委員会意見</p>				

## 記載上の留意事項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 3 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 4 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 事後審査委員会意見の欄は、三重県知事への届出時点では記入を要しないが、本様式を院内で記録として保存する際には、記載しておくこと。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第10号様式の4（第10条関係）

措置入院者の定期病状報告書

年 月 日

三重県知事 殿

病院名

所在地

管理者名

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1の規定により報告します。

措置入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)			
	住所	都道府県	都市区	町村区	
措置年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	入院形態	
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ( )	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ( )	3 身体合併症		
	過去6か月間（措置入院後3か月の場合は3か月間）の仮退院の実績	計	回	延日数	日
	過去6か月間（措置入院後3か月の場合は過去3か月間）の治療の内容とその結果 〔問題行動を中心として記載すること。〕				
今後の治療方針（再発防止への対応含む。）					
処遇、看護及び指導の現状	隔離	i 多様 ii 時々 iii ほとんど不要			
	注意必要度	i 常に厳重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要			
	日常生活の介助指導必要性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ( )			
退院に向けた取組の状況（選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の照会状況等について）	選任された退院後生活環境相談員 ( ) 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無（あり・なし） 上記で「あり」の場合の紹介状況 ( )				



## 記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 6 診察した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 7 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと

第十号様式の五を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

---

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

### 三重県規則第三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年三重県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式（第6条及び第9条関係）

(表)

自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）											
※1											
障害者・児	フリガナ					年齢	歳	生年月日			
	受診者氏名							大正・昭和 平成・令和	年	月	日
	受診者住所							電話番号			
	個人番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	チェック欄	<input type="checkbox"/> 番号確認（正しい個人番号が入力されているか）				<input type="checkbox"/> 本人確認（その個人番号が付番されている方か）					
受診者が18歳未満の場合	フリガナ							受診者との関係			
	保護者氏名										
	保護者住所 ※2										
	保護者個人番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	チェック欄	<input type="checkbox"/> 番号確認（正しい個人番号が入力されているか）				<input type="checkbox"/> 本人確認（その個人番号が付番されている方か）					
負担額に関する事項	受診者の被保険者証の記号及び番号					保険者名					
						保険者番号					
	保険の種類	1 健保（本人・家族）		2 国保（一般・退職本人・退職家族・その他）			3 船保（本人・家族）				
		4 各種共済（本人・家族）		5 後期高齢		6 生保	7 労災	8 その他（ ）			
	受診者と同一保険の加入者・続柄 ※3										
	受給者と同一保険の加入者個人番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
チェック欄	<input type="checkbox"/> 番号確認（正しい個人番号が入力されているか）				<input type="checkbox"/> 本人確認（その個人番号が付番されている方か）						
該当する所得区分 ※4	生保 ・ 低1 ・ 低2 ・ 中間1 ・ 中間2 ・ 一定以上						重度かつ継続※5		該当 ・ 非該当		
精神障害者保健福祉手帳番号											
受診を希望する指定自立支援医療機関（薬局・訪問看護事業者、デイケア事業者を含む。） ※6	医療機関（薬局）名				所在地・電話番号			変更（追加）年月日			
	（薬局）										
	（デイケア）										
	（訪問看護）										
（ ）											
自立支援医療費受給者番号 ※7	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
診断書の添付	有 ・ 無（治療方針の変更なし）										
<p>私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p>申請者住所 <span style="float: right;">申請者電話番号</span></p> <p>申請者氏名 <span style="float: right;">続 柄</span></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">三重県知事 宛て</p>											
<p>私は、自立支援医療費（精神通院医療）が迅速に支給されるため、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月日又は変更（追加）年月日を上記受診を希望する指定自立支援医療機関（薬局・訪問看護事業所、デイケア等）に情報提供することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>											

※の注意書きは裏面備考参照

----- ここから下の欄には記入しないでください。 -----

市町記入欄（今回所得区分欄が「中間1・中間2・一定以上」の場合は、重度かつ継続欄の「該当・非該当」のどちらかに○をする。）

申請受付	前回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	重度かつ継続	該当 ・ 非該当
	今回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	重度かつ継続	該当 ・ 非該当
	所得確認書類	個人番号 ・ 市町民税課税証明書 ・ 市町民税非課税証明書 ・ 標準負担額減額認定書 生活保護受給世帯の証明書 ・ 同意書による確認 ・ その他（ ）		
進達收受				
	経由機関	医療機関（ ） 施設（ ） その他（ ）		
	診断書の提出	診断書添付有り（1年目）	診断書添付無し（2年目）	手帳で新規
	備考			

(規格A4)

## (裏)

## 備考

- 1 新規・再認定（継続申請）・変更（自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合）のいずれかに○をしてください。
- 2 受診者本人と異なる場合に記入してください。
- 3 受診者と同一保険の加入者が二人以上いる場合は、二人目以降を別紙に記入してください。
- 4 下のチェック項目「1」～「4」を参照し、該当すると思う区分に○をしてください。
- 5 下のチェック項目「5」を参照し、該当すると思う区分に○をしてください。
- 6 希望する医療機関、薬局名の後に（ ）書きで、（薬局）、（デイケア）、（訪問看護）等記入してください。また原則として、主たる病院、デイケアを受ける病院、訪問看護を受ける事業所及び調剤を受ける薬局は、それぞれ1箇所ずつ以内で申請（記載）してください。
- 7 受給者証をお持ちの方は、受給者証に記載されている番号を記載してください。

## ＜所得区分に関するチェック項目＞

以下の項目中の「受診する方の世帯」とは、受診する方が加入している医療保険が社会保険（健康保険又は共済組合）の場合は扶養・被扶養の関係にある方全員をいい国民健康保険又は後期高齢者医療制度（以下「国民健康保険等」といいます。）の場合には同じ国民健康保険等に加入している方全員をいいます。

- 1 「受診する方の世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。
  - ・受けている : 「生保」に○をしてください。
  - ・受けていない : 2へ
- 2 「受診する方の世帯」は、市町民税が課税されていますか。
  - ・課税されていない : 3へ
  - ・課税されている : 4へ
- 3 受診する方（受診する方が18歳未満の場合は、生計を一にする保護者のうち最多収入者）の収入が80万円以下ですか。

（※収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額）

  - ・80万円以下 : 「低1」に○をしてください。
  - ・80万円を超える : 「低2」に○をしてください。
- 4 「受診する方の世帯」のうち、次の対象の方の市町民税額（所得割）は、以下のどの金額に該当しますか。

対象：加入している保険が社会保険の場合 → 被保険者の市町民税額（所得割）  
加入している保険が国民健康保険等の場合 → 被保険者全員の市町民税額（所得割）の合算

  - ・市町民税額（所得割）3万3千円未満：「中間1」に○をしてください。
  - ・市町民税額（所得割）23万5千円未満：「中間2」に○をしてください。
  - ・市町民税額（所得割）23万5千円以上：「一定以上」に○をしてください

5 「重度かつ継続」（下記※「重度かつ継続」の対象範囲①②のいずれか）に該当しますか。

※「重度かつ継続」の対象範囲

- ① 統合失調症、そううつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、その他3年以上の精神医療の経験を有する医師によって集中的・継続的な通院治療を要すると判断された方
- ② 医療保険の高額療養費多数回該当の方（申請前12箇月で3回以上の医療保険高額療養費を受けた方）

- ・該当する : 「重度かつ継続」の「該当」に○をしてください。
- ・該当しない : 「重度かつ継続」の「非該当」に○をしてください。

参考 毎月の自己負担限度額一覧

区 分	対 象	自己負担限度額	
生 活 保 護	生活保護世帯の方	0円	
低 所 得 1	市町民税非課税世帯で、通院をする方の1年間の収入が80万円9千円以下の方	2,500円	
低 所 得 2	市町民税非課税世帯で、通院をする方の1年間の収入が80万円9千円を超える方	5,000円	
中 間 所 得 1	市町民税所得割が3万3千円未満の方	「重度かつ継続」に該当する方	5,000円
		「重度かつ継続」に該当しない方	上限なし、1割負担
中 間 所 得 2	市町民税所得割が23万5千円未満の方	「重度かつ継続」に該当する方	10,000円
		「重度かつ継続」に該当しない方	上限なし、1割負担
一 定 所 得 以 上	市町民税所得割が23万5千円以上の方	「重度かつ継続」に該当する方	20,000円
		「重度かつ継続」に該当しない方	制度の対象外

第九号様式を次のように改める。

第9号様式（第8条関係）

自立支援医療受給者証（精神通院医療）		
公費負担者番号		重度かつ継続
自立支援医療費受給者番号		
受診者	フリガナ氏名	
	生年月日	
	住所	
被保険者証の記号及び番号		
保 険 者 名		
保護者 <small>受診者が18歳未満の場合記入</small>	フリガナ氏名	
	続 柄	
	住 所	
<p>上記のとおり認定します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">三重県知事</p>		

指 定 医 療 機 関 名	有効期間			
	所在地・ 電話番号			
	有効期間			
	所在地・ 電話番号			
	有効期間			
	所在地・ 電話番号			
	有効期間			
	所在地・ 電話番号			
	有効期間			
	所在地・ 電話番号			
	有効期間			
	所在地・ 電話番号			
負 担 額	1 割	自己負担上限額		
次 回 申 請 の 診 断 書 添 付				

(規格 A 5)

**【注意事項】**

- 1 この受給者証は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に規定する医療について、受給者証に表記の指定医療機関で保険診療（調剤、訪問看護、デイケア等含む。）を受けた場合に使用できるものです。
- 2 表記の指定医療機関において診療、調剤等を受ける場合は、個人番号カード、受給者証及び自己負担限度額管理票を窓口にて提出してください。
- 3 診療、調剤等を受けた場合は、受給者証の自己負担上限額欄に記載された金額を限度とする一部負担額を医療機関等に対して支払ってください。
- 4 氏名、住所、加入する医療保険又は医療機関等に変更があった場合は、各保健所に変更届を提出してください（提出先は、市役所又は町役場です）。  
また、三重県外へ転出される場合において、転出後も医療の給付を受けたい場合は、受給者証と受給者証を交付されたときに提出した診断書のコピーを持って、転出先の市町村窓口にて申請をしてください。
- 5 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、受給者証を速やかに三重県知事に返還してください（提出先は、市役所又は町役場です。）。
- 6 受給者証を破損したり、汚したり、紛失した場合は、再発行いたしますので、三重県知事へその旨を届け出てください（提出先は、市役所又は町役場です。）。
- 7 有効期間満了後も継続して自立支援医療費の支給を希望する場合は、有効期間満了までに必ず再認定の手続きを行ってください（再認定手続きは、有効期間満了3か月前から申請できます。）。  
なお、有効期間を過ぎると自立支援医療費の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

**自立支援医療受給者証（精神通院医療）の支給決定に係る審査請求等について**

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

三重県知事

第十二号様式及び第十三号様式を次のように改める。





附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十一号

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立職業能力開発施設条例施行規則(昭和三十五年三重県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請手続)</p> <p>第七条 普通課程の訓練を受けるため技術学校に入校しようとする者は、<u>入校願書(第一号様式)</u>に校長が別に定める書類を添えて校長に提出しなければならない。</p>	<p>(申請手続)</p> <p>第七条 普通課程の訓練を受けるため技術学校に入校しようとする者は、<u>次の書類を校長に提出しなければならない。</u>ただし、高等学校又は中等教育学校の在学中に当該入校の手続をしようとする者にあつては、<u>新規学校卒業若くは職業紹介業務取扱要領(昭和四十六年職發第六十八号労働省職業安定局長通知)による履歴書及び調査書(就職者用)をもつて第三号から第五号までに掲げる書類に代えることができる。</u></p> <p>一 <u>入校願書(第一号様式)</u></p> <p>二 <u>収入証紙納付書(第二号様式)</u></p> <p>三 <u>入校希望者調査票(第三号様式)</u></p> <p>四 <u>成績証明書</u></p> <p>五 <u>身体検査書</u></p> <p>六 <u>卒業証明書又は卒業見込証明書(高等学校又は中等教育学校以上の卒業者又は卒業見込者に限る。)</u></p> <p>七 <u>その他校長が必要と認める書類</u></p>
2 (略)	2 (略)
3 短期課程の訓練を受けるため技術学校に入校しようとする者は、 <u>校長が別に定める書類を校長に提出しなければならない。</u>	3 短期課程の訓練を受けるため技術学校に入校しようとする者は、 <u>次の書類を校長に提出しなければならない。</u>
4 (略)	4 (略)
<p>(誓約書等)</p> <p>第十一条 訓練生は、保護者又は保証人連署のうえ、<u>誓約書(第二号様式)</u>を校長に提出しなければならない。</p>	<p>(誓約書等)</p> <p>第十一条 訓練生は、保護者又は保証人連署のうえ、<u>誓約書(第五号様式)</u>を校長に提出しなければならない。</p>
2～6 (略)	2～6 (略)
<p>(退校等)</p> <p>第十三条 訓練生は、病気その他やむを得ない理由のた</p>	<p>(退校等)</p> <p>第十三条 訓練生は、病気その他やむを得ない理由のた</p>

<p>め退校しようとする場合には、退校願（第三号様式）を提出し、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（修了）</p> <p>第二十一条 校長は、訓練生が所定の課程を修了したときは修了証書（第四号様式）を交付する。</p>	<p>め退校しようとする場合には、退校願（第六号様式）を提出し、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（修了）</p> <p>第二十一条 校長は、訓練生が所定の課程を修了したときは修了証書（第七号様式）を交付する。</p>
--	--

第二号様式から第四号様式までを削り、第五号様式を第二号様式とし、第六号様式を第三号様式とし、第七号様式を第四号様式とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十二号

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県企業立地促進条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第五条関係）		別表第二（第五条関係）	
事業の種類	認定の基準	事業の種類	認定の基準
一～六 （略）	（略）	一～六 （略）	（略）
七 第四条第四号に掲げる分野又は業種に属するもののうち、宿泊施設の立地にかかる事業	<p>立地計画について次に掲げる基準を全号に掲げる分野又は業種に属するものにおいて満たすとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>一 土地又は旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第4条に基づき営業の全部を停止若しくは廃止した旨を届け出ている宿泊施設を取得し、<u>客室数5室以上を有する新たな宿泊施設を開業するものであること。</u></p> <p>二 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額及び土地造成費用の合計が五億円以上であること。<u>ただし、5室以上10室未満の客室数を有する施設にあっては三億円以上であること。</u></p> <p>三 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用の数が十人以上であること。<u>ただし、5室以上10室未満の客室数を有する施設にあっては五人以上であること。</u></p> <p>四～六 （略）</p> <p>七 <u>5室以上10室未満の客室数を有</u></p>	<p>立地計画について次に掲げる基準を全号に掲げる分野又は業種に属するものにおいて満たすとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>一 土地又は旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第4条に基づき営業の全部を停止若しくは廃止した旨を届け出ている宿泊施設を取得し、<u>新たな宿泊施設を開業するものであること。</u></p> <p>二 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額及び土地造成費用の合計が五億円以上であること。<u>ただし、県南部地域のうち東紀州地域、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三億円以上であること。</u></p> <p>三 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用の数が十人以上であること。<u>ただし、県南部地域のうち東紀州地域、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては五人以上であること。</u></p> <p>四～六 （略）</p> <p>七 <u>10室以上の客室数を有し、うち</u></p>	

	<p>する施設にあっては、うち2室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。ただし、10室以上の客室数を有する施設にあっては、うち5室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。</p> <p>八 地域ならではの食体験の提供体制を整えること。</p> <p>九・十 (略)</p>
八～十 (略)	(略)

備考

一～十 (略)

別表第三(第八条関係)

補助金の名称	交付の要件	交付の対象及び額
一～六 (略)	(略)	(略)
七 上質な「みえ旅」宿泊施設立地補助金	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>一 別表第二第七号の項下に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>二 操業開始の日から三年を経過する日までの間、前号に掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>三 立地計画について、令和十一年三月三十一日までに</p> <p>条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	<p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日(知事が特に認める場合)にあっては、当該認められた日から操業開始の日までに取得した投下償却資産額及び土地造成費用の合計に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数を乗じた額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円(増加した常用雇用者が十人未満であった場合で、当該乗じて得た額が二億五千万円を超えるときは、二億五千万円)とする。</p> <p>一 県南部地域のうち東紀州地域、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町又は大紀町に立地 百分の十五(ただし、立地する基礎自治体を対象区域とする地域DMOと連携して事業を実施するときは、百分の二十五)</p>

	<p>5室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、5室以上の客室数を有し、うち2室以上は50㎡以上の専有面積を有すること。</p> <p>八 地域産品を活用した飲食施設を有すること。</p> <p>九・十 (略)</p>
八～十 (略)	(略)

備考

一～十 (略)

別表第三(第八条関係)

補助金の名称	交付の要件	交付の対象及び額
一～六 (略)	(略)	(略)
七 上質な「みえ旅」宿泊施設立地補助金	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>一 別表第二第七号の項下に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>二 操業開始の日から三年を経過する日までの間、前号に掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>三 立地計画について、令和十一年三月三十一日までに</p> <p>条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	<p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日(知事が特に認める場合)にあっては、当該認められた日から操業開始の日までに取得した投下償却資産額及び土地造成費用の合計に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数を乗じた額とする。ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円(増加した常用雇用者が十人未満であった場合で、当該乗じて得た額が二億五千万円を超えるときは、二億五千万円)とする。</p> <p>一 県南部地域のうち東紀州地域、大台町、玉城町、度会町、南伊勢町又は大紀町に立地 百分の十五(ただし、立地する基礎自治体を対象区域とする地域連携DMO(公益社団法人三重県観光連盟を除く。)又は地域DMOと連携して</p>

		二 前号以外の市町に 立地 百分の十(ただし、立地する基礎自治体を対象区域とする地域DMOと連携して事業を実施するときは、百分の二十)			事業を実施するときは、百分の二十五) 二 前号以外の市町に 立地 百分の十(ただし、立地する基礎自治体を対象区域とする地域連携DMO(公益社団法人三重県観光連盟を除く。)又は地域DMOと連携して事業を実施するときは、百分の二十)
八～十 (略)	(略)	(略)	八～十 (略)	(略)	(略)
備考 一～三 (略)			備考 一～三 (略)		

附 則

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の三重県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に認定を受けた三重県企業立地促進条例(平成十五年三重県条例第一号)第四条第一項の規定による立地計画(以下この項において単に「立地計画」という。)について適用し、同日前に認定を受けた立地計画については、なお従前の例による。

企業庁管理規程

三重県企業庁聴聞規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県企業庁長 河北 智之

三重県企業庁管理規程第三号

三重県企業庁聴聞規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁聴聞規程(平成八年三重県企業庁管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(聴聞の通知及び期日の変更) 第三条 (略) 2 三重県企業庁長(以下「庁長」という。)が前項の規定による通知(法第十五条第四項又は条例第十五条第四項の規定による公示の方法による通知をした場合を含む。)をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、庁長に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。 3 前項の規定による申出は、聴聞の期日の五日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を庁長に提出して行うものとする。 一 (略) 二 聴聞の件名(予定される不利益処分の内容、根拠となる法令の条項及び名宛人の氏名をいう。以下同	(聴聞の通知及び期日の変更) 第三条 (略) 2 三重県企業庁長(以下「庁長」という。)が前項の規定による通知(法第十五条第三項又は条例第十五条第三項の通知をした場合を含む。)をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、庁長に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。 3 前項の規定による申出は、聴聞の期日の五日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を庁長に提出して行うものとする。 一 (略) 二 聴聞の件名(予定される不利益処分の内容、根拠となる法令の条項及び名宛て人の氏名をいう。以下同

じ°)	回じ°)
三 (略)	三 (略)
4・5 (略)	4・5 (略)

別紙様式を次のように改める。

別紙様式（第3条関係）

（表）

<p style="margin: 0;">聴 聞 通 知 書</p>		
<p style="margin: 0;">第 号</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p>		
<p style="margin: 0;">様</p> <p style="margin: 0;">三重県企業庁長 印</p>		
<p style="margin: 0;">あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る {行政手続法 三重県行政手続条 第13条} の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。</p>		
<p style="margin: 0;">記</p>		
<p style="margin: 0;">聴 聞 の 件 名</p>	<p style="margin: 0;">予定される不利益処分の内容</p>	
	<p style="margin: 0;">根拠となる法令の条項</p>	
	<p style="margin: 0;">不利益処分の名宛人の氏名</p>	
<p style="margin: 0;">不利益処分の原因となる事実</p>		
<p style="margin: 0;">聴聞の期日</p>		<p style="margin: 0;">年 月 日 時 分から 時 分まで (審理の経過によっては予定終了時間より早期に終結する場合があります。)</p>
<p style="margin: 0;">聴聞の場所</p>		
<p style="margin: 0;">聴聞に関する事務を所掌する組織</p>	<p style="margin: 0;">名 称</p>	<p style="margin: 0;">(聴聞の期日変更・資料の閲覧)</p> <p style="margin: 0;">(代理人・補佐人の選任、その他聴聞の主宰に関する事項)</p>
	<p style="margin: 0;">所在地連絡先</p>	
<p style="margin: 0;">備考 1 あなたは聴聞の期日に出向いて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日に出向くことに代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。</p> <p style="margin: 0;">2 あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</p> <p style="margin: 0;">3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。</p>		

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞に出向かない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出席させることができます。代理人を選任する場合には、委任状を聴聞の期日までに提出してください。
- 2 聴聞の期日において補佐人と出向こうとする場合には、補佐人になろうとする者の氏名、住所、聴聞の件名、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した書面を聴聞の期日の5日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 やむを得ない理由がある場合には、三重県企業庁長に対し、聴聞の期日の5日前までに、聴聞の件名及び聴聞の期日の変更の理由を記載した書面を提出して、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 4 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出向く場合にはこの通知書を持参してください。
- 5 正当な理由なく聴聞の期日に出向かず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、**{行政手続法第23条第1項}**の規定により、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することがあります。

聴聞の 主宰者	職 名		氏 名	
聴 聞 の 公 開		公開する ・ 公開しない		

備考 聴聞の公開の項については、該当する部分を○印で囲むこと。

附 則

この管理規程は、令和八年五月二十一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁聴聞規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第三号

三重県病院事業庁聴聞規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁聴聞規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知及び期日の変更)</p> <p>第三條 (略)</p> <p>2 三重県病院事業庁長（以下「事業庁長」という。）が前項の規定による通知（<u>法第十五条第四項又は条例第十五条第四項の規定による公示の方法による通知をした場合を含む。</u>）をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、事業庁長に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 前項の規定による申出は、聴聞の期日の五日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を事業庁長に提出して行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 聴聞の件名（予定される不利益処分の内容、根拠となる法令の条項及び名<del>宛</del>人の氏名をいう。以下同じ。）</p> <p>三 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(聴聞の通知及び期日の変更)</p> <p>第三條 (略)</p> <p>2 三重県病院事業庁長（以下「事業庁長」という。）が前項の規定による通知（<u>法第十五条第三項又は条例第十五条第三項の通知をした場合を含む。</u>）をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、事業庁長に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 前項の規定による申出は、聴聞の期日の五日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を事業庁長に提出して行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 聴聞の件名（予定される不利益処分の内容、根拠となる法令の条項及び名<del>あて</del>人の氏名をいう。以下同じ。）</p> <p>三 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

別紙様式を次のように改める。

別紙様式（第3条関係）

(表)

<p style="margin: 0;">聴 聞 通 知 書</p>							
<p style="margin: 0;">第 号 年 月 日</p>							
<p style="margin: 0;">様</p>							
<p style="margin: 0;">三重県病院事業庁長 印</p>							
<p style="margin: 0;">あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る {行政手続法第 13条} 三重県行政手続条例 第13条} の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。</p>							
<p style="margin: 0;">記</p>							
聴聞の件名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">予定される不利益処分の内容</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根拠となる法令の条項</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">不利益処分の名宛人の氏名</td> <td></td> </tr> </table>	予定される不利益処分の内容		根拠となる法令の条項		不利益処分の名宛人の氏名	
予定される不利益処分の内容							
根拠となる法令の条項							
不利益処分の名宛人の氏名							
不利益処分の原因となる事実							
聴聞の期日	<p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日 時 分から 時 分まで (審理の経過によっては予定終了時間より早期に終結する場合があります。)</p>						
聴聞の場所							
聴聞に関する事務を所掌する組織	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">名称</td> <td style="padding: 5px;">(聴聞の期日変更・資料の閲覧)  (代理人・補佐人の選任、その他聴聞の主宰に関する事項)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所在地連絡先</td> <td></td> </tr> </table>	名称	(聴聞の期日変更・資料の閲覧)  (代理人・補佐人の選任、その他聴聞の主宰に関する事項)	所在地連絡先			
名称	(聴聞の期日変更・資料の閲覧)  (代理人・補佐人の選任、その他聴聞の主宰に関する事項)						
所在地連絡先							

備考 1 あなたは聴聞の期日に出向いて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日に出向くことに代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2 あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりで。

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞に出向かない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出席させることができます。代理人を選任する場合には、委任状を聴聞の期日までに提出してください。
- 2 聴聞の期日において補佐人と出向こうとする場合には、補佐人になろうとする者の氏名、住所、聴聞の件名、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した書面を聴聞の期日の5日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 やむを得ない理由がある場合には、三重県病院事業庁長に対し、聴聞の期日の5日前までに、聴聞の件名及び聴聞の期日の変更の理由を記載した書面を提出して、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 4 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出向く場合にはこの通知書を持参してください。
- 5 正当な理由なく聴聞の期日に出向かず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{行政手続法第23条第1項} \\ \text{三重県行政手続条例第23条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することがあります。

聴聞の 主宰者	職 名		氏 名	
聴 聞 の 公 開		公開する・公開しない		

備考 聴聞の公開の項については、該当する部分を○印で囲むこと。

附 則

この管理規程は、令和八年五月十一日から施行する。

告 示

三重県告示第 220 号

三重県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の知事等が別に定めるものの一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の知事等が別に定めるものの一部を改正する告示

三重県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の知事等が別に定めるもの（平成 17 年三重県告示第 831 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>別表第 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">三重県リサイクル製品 利用推進条例（平成 13 年三重県条例第 46 号）</td> <td style="vertical-align: top;">第 11 条第 3 項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	三重県リサイクル製品 利用推進条例（平成 13 年三重県条例第 46 号）	第 11 条第 3 項	(略)	(略)	<p>別表第 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">三重県リサイクル製品 利用推進条例（平成 13 年三重県条例第 46 号）</td> <td style="vertical-align: top;">第 11 条第 3 項</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">三重県公益認定等審議 会及び県が所管する公 益信託に関する条例 （平成 14 年三重県条例 第 42 号）</td> <td style="vertical-align: top;">第 38 条第 1 項（第 3 号（報告に 関する書類を除く。）を除く。）及 び県が所管する公益法人及び公 益信託に関する条例等の一部を 改正する条例（平成 20 年三重県 条例第 27 号）附則第 2 項でなお その効力を有することとされる 改正前の県が所管する公益法人 及び公益信託に関する条例第 18 条（第 2 号を除く。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	三重県リサイクル製品 利用推進条例（平成 13 年三重県条例第 46 号）	第 11 条第 3 項	三重県公益認定等審議 会及び県が所管する公 益信託に関する条例 （平成 14 年三重県条例 第 42 号）	第 38 条第 1 項（第 3 号（報告に 関する書類を除く。）を除く。）及 び県が所管する公益法人及び公 益信託に関する条例等の一部を 改正する条例（平成 20 年三重県 条例第 27 号）附則第 2 項でなお その効力を有することとされる 改正前の県が所管する公益法人 及び公益信託に関する条例第 18 条（第 2 号を除く。）	(略)	(略)
(略)	(略)														
三重県リサイクル製品 利用推進条例（平成 13 年三重県条例第 46 号）	第 11 条第 3 項														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
三重県リサイクル製品 利用推進条例（平成 13 年三重県条例第 46 号）	第 11 条第 3 項														
三重県公益認定等審議 会及び県が所管する公 益信託に関する条例 （平成 14 年三重県条例 第 42 号）	第 38 条第 1 項（第 3 号（報告に 関する書類を除く。）を除く。）及 び県が所管する公益法人及び公 益信託に関する条例等の一部を 改正する条例（平成 20 年三重県 条例第 27 号）附則第 2 項でなお その効力を有することとされる 改正前の県が所管する公益法人 及び公益信託に関する条例第 18 条（第 2 号を除く。）														
(略)	(略)														
<p>別表第 3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">三重県生活環境の保全 に関する条例</td> <td style="vertical-align: top;">第 14 条第 2 項</td> </tr> </table>	(略)	(略)	三重県生活環境の保全 に関する条例	第 14 条第 2 項	<p>別表第 3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">三重県生活環境の保全 に関する条例</td> <td style="vertical-align: top;">第 14 条第 2 項</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">三重県公益認定等審議 会及び県が所管する公 益信託に関する条例</td> <td style="vertical-align: top;">県が所管する公益法人及び公益 信託に関する条例等の一部を改 正する条例附則第 2 項でなおその 効力を有することとされる改正 前の県が所管する公益法人及び 公益信託に関する条例第 19 条第 1 項（第 2 号を除く。）</td> </tr> </table>	(略)	(略)	三重県生活環境の保全 に関する条例	第 14 条第 2 項	三重県公益認定等審議 会及び県が所管する公 益信託に関する条例	県が所管する公益法人及び公益 信託に関する条例等の一部を改 正する条例附則第 2 項でなおその 効力を有することとされる改正 前の県が所管する公益法人及び 公益信託に関する条例第 19 条第 1 項（第 2 号を除く。）				
(略)	(略)														
三重県生活環境の保全 に関する条例	第 14 条第 2 項														
(略)	(略)														
三重県生活環境の保全 に関する条例	第 14 条第 2 項														
三重県公益認定等審議 会及び県が所管する公 益信託に関する条例	県が所管する公益法人及び公益 信託に関する条例等の一部を改 正する条例附則第 2 項でなおその 効力を有することとされる改正 前の県が所管する公益法人及び 公益信託に関する条例第 19 条第 1 項（第 2 号を除く。）														

附 則

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部を改正する条例（令和8年三重県条例第21号）附則第2項の規定によりなお従前の例によるとされる旧公益信託であって、三重県知事又は三重県教育委員会の所管に属するものにおけるこの告示による改正後の三重県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の知事等が別に定めるものの適用については、別表第1中

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行規則 (平成20年三重県規則第78号)	第3条第1項
---	--------

とあるのは

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行規則 (平成20年三重県規則第78号)	第3条第1項
三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部を改正する条例（令和8年三重県条例第21号）による改正前の三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（平成14年三重県条例第42号）	第38条第1項（第3号（報告に関する書類を除く。）を除く。）

とする。

---

発 行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
 三重県総務部法務課  
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---